

「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」に盛り込むべき事項

平成19年5月29日

地方六団体

経済財政諮問会議においては、安倍内閣において初めての「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」(骨太の方針2007)の策定に向けた審議が進んでいる。

いよいよスタートした第二期地方分権改革を強力に推進するため、次の事項を「骨太の方針2007」に盛り込まれるよう求めるものである。

また、安倍総理をトップとした「(仮)地方分権改革推進本部」を早急に立ち上げ、政治の力により真の地方分権改革の実現を図るべきである。

1 第二期地方分権改革について

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することにある。

同時に、文化、産業などの面で地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行するなどにより、地域間の格差が拡大している。今後は、地方力を活かして地域を活性化させ、国全体が活力を持つ日本をつくっていくことが重要である。

第二期地方分権改革の推進にあたっては、次の4つの基本原則を明らかにした上で、目指すべき具体的な成果とそこに至る実施スケジュールを明記することが必要である。

(1) 地方分権改革推進のための基本原則

①「地方にできることは地方が担う」

- 高齢者や障害者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスは、地方が担い責任を持つということによって、住民満足度・幸福度の高い行政サービスを実現する。

②「自己決定・自己責任・自己経営」

- 地方の行財政基盤を確立し、自由度を拡大することにより、「自己決定・自己責任・自己経営」を目指す。地方は自ら決定し、行ったことについては責任を持つ。
- 受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うことができるようにする。

③「自立（律）と連帯」

- 地域間の格差の是正を図り、どの地域も自立（律）を目指せるようにする。「地方共有税」の導入等により、地方が自ら参画し、責任を持って行える仕組みを実現する。

④「二重行政の解消」

- 国による関与、義務付けや国庫補助負担金を廃止・縮小し、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進する。

(2) 目指すべき具体的な成果

① 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化

- 国税と地方税の税源配分をまずは5：5に
- 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

② 国と地方の役割分担の見直しと一体的に権限・事務・財源を移譲

- 「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、一体的に権限・事務・財源を移譲

③ 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

- 国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消
- 国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小
- 国庫補助負担金の削減

④ 自治体の自立（律）と連帯を進める「地方共有税」の導入

- 「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更

⑤ 「（仮）地方行財政会議」の法律による設置

- 政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映
- 政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力

2 地方税源の充実強化と偏在是正について

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際においては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

そのため、まず地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくことが必要である。

①国税と地方税との税体系のあり方②地方交付税原資としての税目のあり方③地方法人課税における分割基準のあり方④地方消費税の清算基準のあり方

なお、「ふるさと納税制度」の議論については、これらの課題の検討と一体的に行うべきである。

3 地方交付税の総額確保と機能堅持

国の財政再建のために地方交付税を削減することはあってはならず、昨年の「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求めるとともに地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持することを求める。

4 国・地方を通じた行財政改革の推進

地方自治体はこれまで、市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

しかしながら、国においては、こうした地方の実態にもかかわらず、さらに厳しい歳出削減を地方に課す一方で、自らが実施すべき地方支分部局の廃止・縮小などは進められていない。

我々地方は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意で

ある。国は、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

その際、国と地方の二重行政の排除、地方に対する関与の廃止・縮小など地方分権改革を進めることこそが、国・地方を通じた最大の行財政改革につながるものである。